



～相続分の譲渡の活用と注意点～



税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生

「遺産は何もないから面倒な相続争いからすぐにでも離脱したい」というとき、相続分の譲渡や相続放棄という方法があります。相続分の譲渡は、特定の相続人や第三者などに相続分を譲渡することや、有償で譲渡することもできます。

1. 相続分譲渡の活用方法

(1) 遺産は欲しいが、相続トラブルに巻き込まれたくない

相続分の譲渡をすれば、遺産分割協議に参加する必要はなくなります。遺産分割前に特定の相続人に対して、有償で相続分を譲渡することで、現金を取得することができます。

(2) 遺産相続させたい人がいる

介護に尽力した相続人やお世話になった人に対して、被相続人の遺産を渡したいと考えることもあります。相続放棄では、特定の人に対して相続分を移転させることはできませんので、このような場合には、相続分の譲渡によって行います。

(3) 相続放棄の期限(熟慮期間)が経過してしまった

相続放棄は、相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内の期間に手続きを行わなければなりません。遺産分割が長期化したため、その時点で離脱したいと思っても相続放棄の期限が経過してしまっていることがあります。このようなケースでは、相続争いから離脱する手段としては、相続分の譲渡によるしかありません。

★相続分譲渡証明書の作成

相続分の譲渡の方法については、法律上決められた手続きはなく、口頭でも行うことができますが、後日争いになることを防止するためにも必ず書面で相続分譲渡証明書を作成するようにしましょう。

2. 相続分譲渡の注意点

(1) 相続債務の負担義務がある

相続分の譲渡では、相続債務を免れる効果はありません。債権者から返済を請求された場合には、返済を拒むことができません。被相続人に多額の借金がある場合には、相続分の譲渡ではなく相続放棄を検討しなければいけません。

(2) 第三者への相続分譲渡に対しては取戻権がある

民法では、相続人以外の第三者に相続分の譲渡がされた場合に、他の相続人が第三者から相続分を取り戻す権利があります。第三者に対して相続分の価額と取得費用を支払わなければなりません。第三者はその取戻しを拒むことは許されません。なお、取戻権の行使は、譲渡があったことを知ってから1ヶ月以内にしなければなりません。

(3) 相続分の譲渡が贈与にあたる

共同相続人間で無償で相続分を譲渡した場合、その譲渡は特別受益たる贈与にあたるとされています。

(4) 相続分譲渡の税金

① 譲受人が相続人の場合

- ・相続分の譲渡が無償であった場合には、譲渡人に課税される税金はありません。
- ・相続分の譲渡が有償であった場合には、その譲渡対価について譲渡人に相続税が課税されます。
- ・譲受人は、相続分の譲受けにより増加した相続分を含め、相続した財産が相続税の課税対象となります。
- ・相続分の譲渡が有償の場合には、譲受人は、受け取った全ての相続財産から支払った対価分を控除した金額が相続税の課税対象となります。

② 譲受人が第三者の場合

- ・相続分の譲渡が無償であった場合には、譲渡人はいったん相続をしたうえで第三者に譲渡したとみなされるため相続税が課税されます。相続分の譲渡が有償の場合も相続税が課税されます。また不動産がある場合には、譲渡所得税が課税される可能性があります。
- ・譲受人は、無償で相続分の譲受けた場合、その相続分について贈与税の課税対象となります。
- ・有償の場合は、対価を支払っているため、原則として贈与税は課税されませんが、著しく低い価額で譲渡を受けた場合には、その差額について贈与税の課税対象となる場合があります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp